

◎新潟県告示第1037号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）の一部を次のように改正し、平成30年度の建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する者の資格審査から適用する。

平成29年9月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（資格審査の申請期間等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 定期申請は、<u>次の各号に掲げる建設業者の区分に応じ、当該各号に定める期間</u>に行わなければならない。</p> <p><u>(1) 県内建設業者 平成20年及びこれを初年とする2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の10月1日から12月28日までの期間</u></p> <p><u>(2) 県外建設業者 定期申請年の前年の11月1日から12月28日までの期間</u></p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（参加資格の承継）</p> <p>第8条 知事は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあつた者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が<u>第2条第1項第2号若しくは第4号から第8号まで若しくは同条第2項第1号若しくは第2号に規定する者（同条第1項第2号又は第4号に規定する者にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割のあつたときに経営事項審査を受けることを要しない者を除く。）</u>である場合又は当該営業若しくは事業を承継する者が参加資格者で、かつ、当該営業若しくは事業に係る建設工事の種類が同一の場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（資格審査の申請期間等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 定期申請は、<u>平成20年及びこれを初年とする2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の10月1日から12月28日までの間</u>に行わなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（参加資格の承継）</p> <p>第8条 知事は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあつた者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が<u>第2条第1項第2号若しくは第4号から第6号まで若しくは同条第2項第1号若しくは第2号に規定する者（同条第1項第2号又は第4号に規定する者にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割のあつたときに経営事項審査を受けることを要しない者を除く。）</u>である場合又は当該営業若しくは事業を承継する者が参加資格者で、かつ、当該営業若しくは事業に係る建設工事の種類が同一の場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 （略）</p>